

平成22年12月10日（金曜日）

議 事 日 程

平成22年12月10日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第13号についてまで

日程第3 選挙第1号 常願寺川右岸水防市町村組合議会議員選挙について

追加日程第1 議員提出議案第1号 歯科医療の充実を求める意見書

追加日程第2 議員提出議案第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	野村信夫君
2番	明和善一郎君
3番	山崎知信君
4番	川崎和夫君
5番	竹島貴行君
6番	前原英石君
7番	嶋田富士夫君
8番	竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 金森勝雄君

副 村 長	古 越 邦 男 君
総 務 課 長	
教 育 長	塩 原 勝 君
生活環境課長	高 畠 宗 明 君
総務課主幹	松 本 良 樹 君
会計管理者	吉 田 昭 博 君
代表監査委員	野 村 厚 壽 君

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	田 中 勝
-------	-------

午前 9時00分 開議

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成22年12月舟橋村議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。

まず、一般質問に入る前に一言お願いをしたいと思います。

一般質問締め切り日を過ぎた12月3日に農林水産省が発表した平成23年産米の生産目標数量について、新聞報道がなされました。皆さん方のお手元に1枚配付してあると思いますが、見ていただきたいと思います。

富山県に対しましては、前年に比べ1万トン以上の削減となる全国平均削減率2.2%を大きく上回る5.2%が割り当てられました。この数字は全国で4番目になり、米の生産調整が始まって以来、まじめに転作対応に当たり、米価維持のための努力をしてきた富山県農家に対し、裏切り行為と言わざるを得ないのであります。

数量目標の算定手法が、長年にわたり生産調整を守ってきた本県農家や農協関係者、県関係者等の努力を無視した仕組みになったことが、民主党政権の施策であり、到底受け入れられるものではありません。富山県への割り当てをもとに、舟橋村としての試算を概算で行ってみますと、転作面積は8.84ヘクタールの増加となります。水稻の生産に当てはめますと、795俵の減産となり、今年度の仮渡金で計算しますと、950万円の減額になります。

また、戸別所得補償として交付金132万6,000円の減額、今年度の水田利活用自給力向上事業の対象面積比率で計算しますと、この分だけ52万円の増額となりますが、農家にとっては大きなマイナスになることが概算の計算でも出てまいります。

本日の新聞報道を見ますと、県知事が農林水産省へ行って話をした中で、棚上げ備蓄

米の取り組みではどうかというような案も出されたということでございます。ここにお願ひですが、県、町村会の会合などで村内の農家の気持ちを村長より発言していただき、全県挙げて国への働きかけをお願いするものでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、通告しています3項目についてお聞きします。

まず、第1点目の小学生までの医療費無料化の経過とこれまでの実績及び今後の対応についてお聞きします。

平成21年9月定例会において、私と山崎議員の一般質問に前向きな回答をいただき、早速実行に移されました。これまでの経過と実績はどのようになっていますか。受診者の方々に医療費の無料化の理解がなされなかったことによる申請漏れなどについて調査されていますか。再度の案内、広報を行う考えはありますか。以上のことについてお伺いをいたします。

次に、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用に対する助成の有無についてお伺いをいたします。

細菌性髄膜炎という病気について、皆さん方はご存じでしょうか。聞きなれない病名であり、ワクチン接種で予防が可能であることは、別紙の資料を見ていただくとわかります。これは子どもの絵をかいてあるものでございますが(資料を示す)ここにも書いてありますが、細菌性髄膜炎を引き起こす主な菌が、インフルエンザb型菌と肺炎球菌であり、インフルエンザb型菌の頭文字を取って「ヒブ」と言われていると書いてあります。

この病気にかかると、死亡や重い後遺症が残り、大変心配な病気であること、ワクチン接種により予防ができる病気であるが、予防接種に必要な費用の自己負担が高く、また、この病気の理解が進まないため、なかなか接種が広まらないと言われております。この病気の理解を進めるとともに、任意接種に対する補助金の交付について村単独の支援措置ができないものか、お伺いをいたします。

次に、3点目ですが、舟橋村保育所とテニスコート間の農道舗装についてお伺いをいたします。これも別紙に地図がついていると思いますので、見ていただきたいと思ひます。

ことしの10月に舟橋村保育所では公開保育が開催されましたが、当日会場が保育所内と舟橋会館の会議室、ホールに分かれていました。県内からたくさんの保育関係の方々

が来場され、2カ所の会場の行き来に別紙地図の色塗り部分の農道を利用されましたが、当日はあいにくの雨模様で農道はぬかるみ、滑って転びそうになりました。また、テニスコートは保育所の第四避難場所に指定されていることや、オレンジパーク公園への通り道であることを考えると、早い時期に舗装工事を実施し、雨天時のぬかるみ状態を解消することにより、安全な農道に変身できるよう、安全対策工事を施工されるお考えの有無についてお伺いいたします。

以上、3点についてお伺いをいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） それでは、明和議員のご質問に答える前に、私なりに要請のありました来年度の転作の関係等につきまして、十分私もその旨を理解しておりますので、県のレベル、あるいは町村会の会議等を通じまして、国のほうへ要請してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、明和議員のご質問であります小学生までの医療費無料化の経過とこれまでの実績あるいは今後どうなるのかということにつきましてお答えをしたいと思います。

初めに、医療費無料化の周知方法でございますが、3月には小学1年生から6年生の保護者あてに医療費助成制度のチラシの配布、さらに村報4月号で同様の内容を掲載しまして制度のPRを図ってまいりました。

皆さんご案内のとおり、小学6年生まででございますので、村内の舟橋小学校に入学している児童ばかりではございませんので、その点留意していかなければならないという問題があるわけでございまして、ご指摘のとおりどうなっているかというご質問がありましたので、遺漏のないように今後十分検討してまいりたいと思っております。

次に、対象者数であります、対象小学校児童数は283人おいでになるわけですが、所得制限等がございまして、現在266人が対象となっております。

次に、医療費助成状況でございますが、本年4月から9月末までの6カ月間の助成状況でございます。1カ月当たりの平均受診件数は29.5件でありまして、助成金額は16万7,825円となっております。また、9月末現在の執行状況では、受診延べ件数は177件、助成金額は117万8,419円となっております。

今年度の助成総額は、現在の状況で推移していくなれば、ほぼ当初予算に計上いたしております300万円内にとどまると思いますが、今度、流行性感冒あるいはインフルエンザ等が発生いたしますと、超える場合も想定されますが、現在のところ、そ

のような状況であるということをご理解いただきたいと思います。

今後の取り組みにつきましては、児童の健全育成面からも、この制度の趣旨を十分に理解していただくように努めてまいり所存でございますし、また一方では、多受診とならないよう適切な受診をされるように、保健師の協力をいただきながら周知徹底してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの質問にお答えします。

議員がおっしゃったように、細菌性髄膜炎は、脳の髄膜・脳脊髄液に細菌が侵入して感染したことで起こる病気ではありますが、特に乳幼児では、インフルエンザ菌b型（ヒブ）や肺炎球菌の感染によりまして、細菌性髄膜炎の重症化及び死亡率が高いと言われております。国の関係機関であります予防接種ガイドライン等検討委員会が、5歳未満のヒブによる髄膜炎患者は全国で年間約600人、5歳未満の肺炎球菌による髄膜炎患者は年間約200人と発表されているところであります。このことから、乳幼児の細菌性髄膜炎の重症化を予防するため、早期のワクチン接種の有効性は高いと評価されているところであります。

厚生労働省では、平成22年度補正予算といたしまして、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金（仮称）といたしまして、1,085億円を措置いたしました。その内容は、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3種のワクチンの接種費用を助成する事業でありまして、都道府県単位に基金を設置いたしまして、接種を行う市町村に対してその費用の2分の1を助成することになっております。

本村といたしましては、本12月定例会に提案しております12月補正予算で、3種のワクチン経費178万2,000円を計上しております。その内訳は、子宮頸がんワクチンは中学生女子60人の3分の1程度、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは0歳から2歳未満の乳幼児90人の3分の1程度を見込んでおります。

なお、自己負担の導入等につきましては、現在種々検討調査中でありまして、早急に決めたいと思っております。なお、事業の開始につきましては、国の実施要綱ができ次第実施してまいりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

次に、舟橋村保育所とテニスコート間の農道舗装についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、保育所とテニスコート間の農道は、園児が野外活動のため、常時ではありませんが、京坪川河川公園のツールとして利用しております。また、保育所

の消防計画では、防災等による被害軽減を図るため第四次避難場所を小学校プール横に指定いたしまして、避難路ともなっているであります。

このことから、10月に行われた公開保育におきましては、たまたま天候が悪く農道がぬかるんで、園児の歩行に支障があったのではないかというご指摘もございました。そのとおりでございます。

しかし、私も、平成22年6月議会におきまして嶋田議員からの質問に対して、「農道は、農業用機械や農業資材の搬出入路として、農作業にかかわるものとして広く使われているのが実態であります。また、幅員の狭い農道や幅員4メートルの農道等は、各地区の農業生産組合で管理をいただいているところであります。かねてから農道舗装事業等の取り組みにつきましては、土地改良区主体で県単独事業の4割補助をいただいて対応していきたい」ということで答弁してまいった次第であります。

このことから、村が道路改良工事を行う場合には、まず、当該路線の村道認定を行うとともに、交通安全対策を考慮した道路改良が必要でありますので、村道認定要件としております幅員4メートル以上として実施することになると考えております。

昨年度、道路財源が特定財源から一般財源化した9,400億円を利用いたしまして、地域の活性化を図るということで社会資本整備になるわけでございますが、地域創造基盤活性化事業という事業が昨年度から始まりまして、今年度から新たに社会資本整備総合交付金事業の中に、コミュニティ道路というか、あるいはそういった名称がふさわしいかどうかわかりませんが、検討してまいりたいということで考えております。23年度予算でこの区間の整備をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

なお、今までどうだったかと申し上げますと、過去のことを言って申しわけないのですが、あそこにプールをつくるときに、私は担当者として関係の地権者に何度か土地を分けていただいて、村道として利用させていただきたいということを申し上げておったわけでございますが、なかなか了解を得られないまま現在に至っているということも申し上げておきますけれども、今回は新たにそういった取り組みで、今議員がおっしゃった趣旨を生かし、あるいはまた保育所園児の安全性を確保するためにも、そういった視点から取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。私の答弁にさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（竹島ユリ子君） 3番 山崎知信君。

3番（山崎知信君） おはようございます。山崎でございます。

私は2点ほど質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

第1点目は、第4次総合計画の設定に向けた基本構想についてでございます。

村はこれから、人口減少と少子高齢化が進み、未来を創造する分岐点に在ることを踏まえ、地域のきずなが深まる魅力ある地域づくりを進めてほしいと思います。

さて、住民が望むもの、それは最少の負担で福祉をはじめとする行政サービスの向上です。その結果、子や孫の世代に過度な負担も残してほしくないと考えます。村は、10年間の総合計画で責任ある村政を進め、10年後、20年後も住みたくなくなるようなむらづくりについて基本構想を仕上げてもらいたいと思います。今、その構想は、策定審議会があると思いますが、どこまで進んでいるのか副村長に伺います。

次に、2点目でございます。小中学校のいじめについての相談窓口についてでございます。

群馬の小学校6年生の自殺をめぐり、文部科学省はいじめの実態を把握するため、すべての学校で定期的なアンケートの実施を求めています。さて、この小学生の子は、いじめにより友達ができなくて孤立し、ひとりでお昼の給食を食べていると聞きました。また、中学生になったら大阪の学校に転入することも決まっていたそうです。

富山大学の先生が、うちの学生にもよく似た子がいると言っていました。それは、昼食時に、例えば4卓テーブルに座る場所があっても、1人では座らないそうでございます。それは友達がいないと思われるのが嫌で、座らないで立って食べているそうです。

いじめはどの学校でも起こり得ることをすべての教師が共通に認識し、問題に対して学校として組織的な対応ができるようにすることが望ましいと思います。また、いじめの対策委員会の設置、担任だけに抱え込ませない、複数の教師で子どもを見ること、いじめがあれば報告することなどが望ましいと思います。

子どもの心の問題に真剣に取り組まないでいると、大人になってからの心の健康の深刻な問題を生じることになりかねません。我が村は全教職員が一致協力して取り組んでいると思いますが、子どもたちのいじめについてしっかりと把握しているのか、また相談窓口はあるのでしょうか、教育長に伺います。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（竹島ユリ子君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

地方行政を取り巻く状況は、急速な少子高齢化や人口減少社会の到来、国際化及び高度情報化の進展、地球規模での温暖化の進行により大きく変化し、行政ニーズも多様化、高度化してまいっております。

一方、国や地方は、グローバル化した経済情勢の変化の直撃を受けまして、財政の危機的な状況が続いております。本村の行財政を取り巻く状況は、ますます厳しいものとなってきております。

このような状況を踏まえた上で、中長期的な視点に基づき本村の将来像を明らかにするとともに、魅力ある村の将来の実現に行政と住民が課題や目標を共有するための指針となるのが第4次舟橋村総合計画であると思っております。

ご承知のとおり、舟橋村は平成20年2月、富山大学と地域づくりの連携協定を結びまして、村民憲章の制定や村民の主体的活動を支援するまちづくり協議会の設立等、住民とともに協働型社会づくりの実現を目指した取り組みを通しまして多くの実績を積み上げてまいりました。今回の第4次舟橋村総合計画の策定におきましても、これまで同様大学のご支援を得ながら、協働型まちづくりを根底にした計画づくりを進めてまいっております。

それでは、具体的な取り組み状況につきまして多少説明させていただきたいと思っております

村を取り巻く状況や課題を明らかにいたしまして、多方面から検討、分析を行い、解決策や将来像を確立するための住民アンケート調査はもちろんでございますが、総合計画審議委員会にワーキング部会を設置しております。住民からの公募委員6名と村職員4名の合計10名で「安心部会」「活力部会」の2部会を構成し、討議をいただいております。

村の将来を担うのは限りない可能性を秘めた若い方々でございます。公募委員、村職員ともフレッシュな皆さんで、村の魅力や問題点を洗い出し、将来の村の発展に結びつく課題等を提案していただきました。その内容を去る11月25日に開催されました第2回総合計画審議委員会に報告しました結果、村の将来像及び基本理念については委員の方々のご了承を得たところでございます。

基本構想の素案につきましては、委員から幾つかご意見があり、また富山大学小柳津教授からもアドバイスがございましたので、さらに検討を加えることとしております。

今後の取り組みスケジュールといたしましては、ワーキング部会をもう1、2回開催

いたしまして、来年2月には審議会答申として村長へ提出され、3月議会において基本構想の議決をいただきたいというふうに考えております。

以上、策定状況の概略を述べまして、答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 山崎知信君。

3番（山崎知信君） 再質問ではないですけれども、副村長、参考までに、65歳以上の犯罪が近年増加しつつあります。その要因として、ひとり暮らしの孤独と貧困な生活問題などがあり、その犯罪者の7割がまた同じようなことを繰り返しております。我が村は犯罪、貧困生活が起きないようにむらづくりにしっかりと仕上げたいと思っています。

また、竹内地内の村の土地利用について提案いたします。

駅の壁画にもありますが、百姓一揆は竹内の無量寺に集まったのが始まりだと聞いております。村の土地を駐車場として利用し、参道を整備し、無量寺の寺を日本一小さな村の観光にし、第4次総合計画に取り入れたらどうでしょうか、村長に伺います。

以上でございます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） お答えいたします。

今、山崎議員から提案のありました竹内地区の話でございますけれども、これは平成元年だったと思いますが、魅力あるまちづくり事業といいまして、県に採択いただきまして、県単の補助金として図書館に4,000万ぐらいいただいております。そしてまた村債といいまして、借金もできるということでございまして、あそこの一帯を計画したものが現在もあります。その中に無量寺の参道を含めてグレードアップするという構想も入っていたわけでございます。

そういった経過があるということをもっと前提にいたしまして、先ほどの明和議員の質問にもお答えしたとおり、今の社会資本整備の中に地域に合った活性化できるような事業であれば、どんどん採択してくれるような要素もございまして、そういった中で十分検討してまいりたいということをお願いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 教育長 塩原 勝君。

教育長（塩原 勝君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

ことしの年の瀬の流行語大賞は「ゲゲゲの」で、NHKの連ドラから来ているという

ことは、どちらかというといふ穏やかな年だったのかというふうに思います。しかしながら、先ほどもありましたように、いじめが絡む連続の自殺などもありまして、そういった面から見ますと、大変な年でもありました。

ちょうど4年前になりますか、この年は、いじめ、不登校、自殺、校内暴力、学級崩壊、非行、犯罪といったようなことに合わせて、校舎内での爆破事件、友人刺殺事件などがありました。そして、マスコミ等の過剰な報道と申しますか、そういったことから連鎖反動的にいじめの予告、自殺の予告、そして殺人の予告等がありまして、この年に議会でもいじめについての質問がありまして、大変長い答弁をしたことを覚えております。

そしてまた、今の議長さんが「人間の幸せの原点」ということで質問されまして、私なりの考えをそのとき発表しております。山本有三氏の『路傍の石』を例にとって話したり、教育指導として自らを考える、みんなで幸せを実現していく、自らの生き方を探るとともに、健康でたくましく、心豊かで幸せな人生を送る力を身につけて、みんなで協調し合って生きていくことが、人間の幸せの原点ではないかということでもとめさせていただきます。

そしてその年には、皇太子様が愛子様のために、アメリカのドロシー・ロー・ノルトさんの言われた詩をもとにいろいろな話を新聞で発表された年でもあります。子どもたちは、批判ばかりされていると非難することを覚えるし、殴られて大きくなると力に頼る人間になるということも書かれまして、これらが非常に話題になった年でもありました。

そういったことで、いじめについては4年前の答弁とダブるところもありますので、今回はできるだけ絞ってお答えしたいと思います。

いじめの定義というのは、自分より弱い者を一方的に攻撃するということであり、それは身体的、心理的、近ごろはインターネット等でもありますので、心理的な攻撃を継続的に行うということ、そして加害者の立場で考えるのではない、すなわち加害者は、指導してやったんだとか激励してやったんだということで、いろんな形で被害者と言われる人に攻撃しているわけですが、そういったことから表面的、形式的に判断されるべきでないし、何と言っても、いじめられる側に立って、そのいじめられる側がどう感じたかによって、いじめであるかそうでないかということ判断すべきであるというふうに考えるわけであります。

それで、私あるいは教育委員会としての考えとしては、いじめの発生しにくい環境づくりをするということを一番に考えております。これは指導者、先生方に対することもありますし、子どもたちに対することについても言えることであります。

そして2番目には、早期発見と早期対応ということで、また幾つかのことを考えております。3番目に家庭や地域社会との連携、4番目に教育委員会として果たすべき任務といったこと、5番目に組織体制と教育相談、6番目には家庭あるいは地域との連携ということで考えているわけであります。

ことは自殺等が続きまして、いつものように文科省、そして県教委からもいろいろな取り組み、対応の仕方等の指示が来ております。11月9日に文科省が出しておりますし、その後、県教委からも指示を受けております。そして、どこの小中学校もやったと思われませんが、特別にいろんな調査、指導、対応をとっております。もちろんそれ以外に定期的に指示も来ていますし、年度当初から十分対応してきているつもりではあります。小さい教育委員会でありますので、なかなか独自に考えてやっていくということとはできません。ですから、一つのマニュアルごとに資料をもらったり、指示があったりしますので、それを参考にして、この村にふさわしいもの、この村でやれるものを取捨選択して実施しているところであります。

舟橋小学校では、1番には、毎朝の登校時に先生方が玄関に立って子どもたちを観察しております。2番目には、連絡帳の利用を行っております。そして3番目、木曜日の終礼時に全教職員で情報交換をやってきております。4番目に、毎学期調査を必ず実施して、学期に一度はクラスの全児童と面談をする。5番目には、校内での生徒指導委員会を行う。6番目には、週1回ではありますが、教育事務所からスクールカウンセラーを派遣してもらって、先生方との話し合い、それと同時に問題を持つ子どもたちに対してのカウンセリングを実施しております。それから7番目には、もし問題を感じたときには、村の社会福祉協議会との情報交換のときにも話を出しています。そして8番目には、PTAの会合や行事の機会を利用しながら、アンテナを高く張っているような情報の収集に努めているというようなことで、いじめはかつてはあったら恥ずかしいことだということで、まず隠そうというようなことでありましたが、近ごろは、いじめはどこにでも起こるんだ。ですから早いうちに見つけ出して、的確で迅速な対応をしていくということが逆に評価される時代になってきております。そういったことで、年間を通してこういったことをやっております。

中学校では3つにまとめております。1番目には、人権意識の向上、やはりいじめを生ませない学校、風土の構築ということになると思います。2番目には、早期発見ということで、週1回のスクールカウンセラーの利用等も中に入っております。そして、即時対応ということで、担任あるいは生徒指導主事が窓口となり、いろんな形で即時対応を心がけております。そういったことで、東部教育事務所内にもいじめに対する相談の窓口がありますし、村においても担任、生徒指導主事、あるいはまたカウンセラーを中心に窓口として対応しております。

そういったことで、いじめに近いものは間違いなくあります。しかし、3、4年前に中学校の学習発表会でいじめについて劇で取り上げました。非常に立派なものでありました。そしてまたつい最近では、命について劇で取り上げております。なかなかいいことを主題にしてやってくれているし、内容もすばらしいものであります。どこで発表しても恥ずかしくないものであったなと自己満足しているところでもあります。

回答になったかどうかわかりませんが、独自ですばらしいものを行っているという自慢はできませんが、いろんなことを参考にやらせてもらっているということで答弁に答えさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 山崎知信君。

3番（山崎知信君） ただいまの立派な答弁、本当にありがとうございました。

私が聞いているのは、いじめが何件あって、どのような対処をなされたかということでございまして、その点、もう一度お願いしたいと思います。何か聞くところによると、何年か前にクラスごと崩壊するようなこともあったとも聞いていますので、この問題に対してお尋ねしてみたいと思いましたので、一般質問にぶつけてみました。よろしくお願ひします。

議長（竹島ヨリ子君） 教育長 塩原 勝君。

教育長（塩原 勝君） 実際に大きなことには至っていないと思いますが、インターネットでのいじめもありましたし、けんかのような一時的な暴力もありました。しかし、具体的に大きないじめと思われるものが幾つあったかということは、現在準備していませんし、また調べてお話ししたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（竹島ヨリ子君） 5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 5番竹島貴行です。

これから、通告しておりました一般質問をさせていただきます。

まず、第1問目といたしまして、住民協働型行政を目指す上で、人的資源である住民の皆さんと連携を図る必要についてどう考えるかをたします。

これは、村の将来を想定した総合計画を実現するために、具体的な戦略を立て、計画的に実行する必要があると考えますが、村長はどのように取り組まれるのか考えをお聞かせくださいという質問でもあります。

今の言葉をかりるとすると、地域主権という考えのもと、今後のむらづくりは行政が住民に行政サービスを押しつける時代から、住民が必要とする行政サービスを住民とともに生み出していく時代になってきました。このことは、自治体経営のかじ取りが、これまでの概念を飛び越え、新しい取り組みが必要になってきていることを示すものと考えます。将来のむらづくりのためには、住民の支持を前提に、行財政運営を戦略的に、そして計画的に推し進めることが重要なのだと思います。

ほかの自治体を見て、安易な右倣えをするのではなく、独立独歩を貫く上での独自性を追求し、将来の舟橋村が目指すむらづくりに対する布石を積み上げていくことが必要だと考えます。それができるかどうかは、村長と議会が二元代表制の趣旨に沿ったそれぞれの役割を担い、力のバランスがどちらに偏ることなく、それぞれの責任を問われることになると考えます。

私は、議会側の一員として、監視責任と決定責任を果たせるよう取り組んでいきたいと考えております。村長という立場は、常に村の運営、そして将来の村をどう形づくるかを住民の立場に立って考えなければならないという重い責任を担っており、その自覚が行政当局のトップとして、職員個々の力を引き出し、村の発展に力を尽くすことになるだろうと考えます。

さて村は、社会保障の一環としていろいろな福祉サービスを展開していますが、そこには多くの住民ボランティアの皆さんが活躍されています。そして、住民ボランティアの人たちがいなければ、村の福祉サービスは成り立たないのではないかと思います。

ボランティアは、自発的に善意を提供するという奉仕活動ですが、自治の協働化を図る上で欠くことのできない大きな力があります。そのようなボランティア活動を村長はどこまで承知されているのでしょうか。具体的にご紹介いただければと思います。そして、今後も住民の有志を継続していくためには、どう対処していくことを考えているのか、お考えをお聞きします。

また、私の考える協働化と村長の考える協働化は、イメージが異なるかもしれません。

そこで、村長の考える協働化と、その実現のための具体的手法や戦略があればお聞かせください。

これまでも、私は同じような質問をして答弁をいただいているかもしれませんが、将来のむらづくりにつながる非常に大切なことだと考えています。しかし未熟ながら、住民代表である私自身が村長の考えをまだ理解できておりません。ご教示をよろしく願います。

また、ついでにですが、今回の一般会計予算の補正で、保育所の保育士募集がうまくいかず、人材派遣会社へ委託し、保育士を確保しましたが、結果的にはコストアップとなっていると思います。しかし、これも人材を確保する上で必要な選択肢の一つであることは否定しません。将来、保育所の運営を維持していくためにも、今の保育行政を継続していくためにも、人材を確保していかなければなりません。そのための戦略も必要でしょう。その戦略に協働化を取り入れ、地域の力も活用しながら、継続と発展を考えることを提案します。

また人材募集も、ほかより魅力ある募集内容を、これもくどいですが、戦略的に作り込む必要があるかと考えます。以上を第1の質問とさせていただきます。

次に、第2の質問ですが、広域消防化問題に対して舟橋村はどのように対処するかをたずねます。

多額な経費が見込まれる消防無線のデジタル化などスケールメリットを生かした体制整備を進めることをねらい、県が主導した自治体ごとの消防本部を統合することを柱とした県東部7市町村の消防広域化検討協議会から黒部市や立山町が離脱したことを新聞報道で知りました。両方の市や町にそれぞれの言い分があるのかもしれませんが、協議の場から簡単に離脱するという市長や町長の対応には、同じ県民としてがっかりせざるを得ません。主張することがあれば、公の協議の場で市長としての意見を堂々と述べ、黒部市や立山町、地元の住民や県東部の県民に考えを発信してほしかったのですが、残念であります。

事が命を守る消防業務であるだけに、救急搬送も含めた舟橋村消防体制に今後どのような影響があるのか、そして舟橋村としての消防体制をどう充実させていく考えか、住民の皆さんの関心も高い問題であると考えましたので、質問させていただきます。

以上、具体的にわかりやすく、熟議された答弁をお願いいたします。よろしく願います。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） それでは、竹島議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、来年度から始まります第4次総合計画のことでお話がございました。いずれにいたしましても、今私から申し上げるのは、それが基本構想の中に織り込まれるもののご理解をいただきたいと思うのであります。

ご存じのとおり第3次総合計画基本構想の舟橋村の将来像は、「自然・人・地域がきらめくむら 舟橋」ということで掲げてまいりました。その構想のもとに基本計画が策定され、そしてまた部分的には実施計画という形で行財政運営を進めてきたことは、皆様方もご承知のとおりでございます。

第4次総合計画は、先ほど副村長から申し上げたように、まだ固まってはおりませんが、構想につかまして私なりに考えているのは、一昨年成立しました舟橋村民憲章の中にある言葉が、私は村民に愛され、慕われる文言でなかろうかと思っております。また決定はしておりませんが、私の思いは「いのちが輝き 笑顔あふれる 幸せいっぱい舟橋」で、それが今後10年間の舟橋の歩みの中の心の支えといえますか、シンボルになるのではなかろうかと、こういうふうにいるわけございまして、そのような文言が今後の第4次総合計画の中に挿入されるものと思っている次第でございます。

それでは、協働型行政につかましての質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、まず、本村では、住民・地域・行政による協働型まちづくりを推進しております。私から今さら申し上げるまでもなく、住民そして行政が互いの役割とそれに伴ったパートナーシップを出し合いながら、お互いの責任において行政サービスを推進していくということでもあります。

協働型まちづくりを推進する考え方として、1つには、多くの住民に行政に関心を持ってもらうこと、そして多くの住民の意見を行政の施策に反映することである。また、私が絶えず申し上げているように、地域の活性化なくして村の活性化はないということで、私が村長就任早々、自治会活動の振興策を制定いたしました。また、多くの住民に村の行事等に参加していただくための仕組みをつくることである。またさらには、それを集約できることが役場職員にも求められる。かなめはやはり役場職員が中心となって進めていくことが肝要であると理解しているところであります。

そこで、今まで具体的に取り組んできた状況を申し上げたいと思います。

まず、住民意見を施策に反映させるためにタウンミーティングを実施しております。また、自治会活性化のためのコミュニティ振興交付金制度の創設をいたしまして、今年度若干中身を変えましたが、交付金制度の創設をいたしました。

あるいはまた、プロジェクトごとに村の大きな事業に対しては企画から運営までを担う住民主体のまちづくり協議会を立ち上げてまいりました。これもふなはしまつりにその成果が出ていると私は思っております。さらには、先ほど言いましたように職員がかなめになるということでございまして、職員研修を行ってまいりました。これも後ほど副村長から話があると思しますので、お聞きいただきたいと思います。

本村の協働型まちづくりにつきましては、一昨年の富山大学との地域連携協定以来、このような実施段階を進めてきたわけございまして、試行錯誤の段階でありますので、今のところ大きな成果はないと思っておりますが、しかしながら、少なからずそれが地域に根差してきたというふうに考えております。

そしてまた、このような取り組みから、舟橋村が持っている潜在的魅力というものが浮かんでまいったと考えております。なおかつ舟橋村が日本一面積の小さな村ということが、そういった村でありながら住民が可能なことはできるという自信を持ったのでなからうか。村からそういったものが発信できるということが形として出てきたこと、それが今後とも努力していけば持続できるのではなからうか、こういうふうにも思っておりますのでございまして、私は、この「日本一」という冠を第4次総合計画のいろんな計画の中で取り組んでまいりまして、村民と行政が一体になったまちづくり、むらづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。第4次総合計画の中で、具体的により実施をしてまいるということをお約束してまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次に、保育士の募集の件でございますけれども、本村の保育所は、現在5人の正職保育士と13名の臨時保育士で運営を行っているところでございます。一般的には、今の社会は少子高齢化ということでございますけれども、本村では、おかげさまでと言うと語弊があるかもしれませんが、若い方に住んでいただいて、年間40人を超える新たに生まれる子どもがおいでになるというすばらしい環境にあるわけございまして、そういったことから、保育士をスムーズに確保することは大切なことでございますが、ご指摘のとおり、現在のところそういったことになっていないのが現状であります。今後とも、人材面からも保育士を確保するために十分配慮してまいりたいと思っております。

具体的に申し上げますと、現在の臨時保育士の待遇面で一番見劣りするの、給与面でなかろうかということもありまして、来年度の臨時職員等も含めまして、募集に当たっては、近隣の町、市を参考にさせていただきまして、十分検討してまいりたいと思っております。保護者に迷惑をかけない保育行政ができるように努めてまいる所存でありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

次に、住民ボランティアの件であります。

いろいろ私も資料を持っているわけでありまして、社会福祉協議会もおかげさまで今年度から役場の2階に事務所が開設されたわけございまして、職員と我々を含めて意見交換、あるいはそういった情報がいただけるということは非常にありがたいと思っております。そのボランティア活動の内容等を一番早く知っているのは社会福祉協議会だと思っておりますし、先般もそういった情報をいただいているわけでございます。

中身で私なりに把握している内容を少しご紹介させていただきたいと思います。

まず、老人福祉の分野では、ひとり暮らし高齢者への訪問活動、高齢者への配食サービス、各地区自治会ごとに実施されているレクリエーション活動の手助け、特別養護老人ホームふなはし荘でのシーツ交換、洗濯物の折り畳み、喫茶タイムの手伝い、草むしり、高齢者世帯の除雪、施設での演奏会などが行われています。

また、子育ての分野では、図書館でのおはなし会や人形劇、出前によりますおはなし会、未就学児童と保護者のサロン、児童の下校時の安全パトロール等があります。

また、村民の健康づくりの分野では、住民健康診断や健康教室の手伝いや、ことし8月に行いましたウォーキング行事の実施などにボランティアの方々の力をいただいていることはご承知のとおりであります。

また、環境美化の分野では、公共施設などのごみ拾いや緑化活動を複数の団体が実施されていると把握しているところでございます。しかし、今申し上げました事例以外にも、それ相応に各自治会、あるいは各種団体で独自に行われているボランティア活動もありますので、相当な数に上ると推測している次第であります。

こういったことを含めると、舟橋村ではボランティアに携わる住民によっていろいろな活動が支えられているということで、行政の運営に当たっては、その方々の活動は欠かせないものになっていると認識しておるわけでございます。

これからはそういった認識のもとに、今後きめ細かな行政運営をするためには、ボラ

ンティアの方を増やす活動が大切でございますので、そのために、舟橋村がより魅力ある村になっていくんだ、あるいは生活環境がより豊かになっていくんだという方向づけをすることによって、その期待感に基づいて、ボランティアの方々が増えていくんじゃないかならうかと思っております。

また一方では、単にそれだけではないと思っております。舟橋村ばかりでなく、そういった地域の持っている地域力、連帯感をどのように構築していくかということが大切なものと思っておりますので、そういった面も含めまして、今後とも配慮しながらボランティア活動の皆さん方に配慮しながら努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、消防の広域化に対する質問であります。

まず、議員ご指摘の消防救急無線のデジタル化についてであります。

ご存じのとおり平成15年10月に電波法関係審査基準が一部改正になりまして、現在の150メガヘルツ帯のアナログ通信から、平成28年5月31日までは、260メガヘルツ帯でのデジタル通信への移行が義務づけられております。

一方、消防の広域化につきましては、国から平成18年に、市町村の消防の広域化に関する基本指針の通達がありまして、都道府県単位に推進計画を策定し、5年度以内の平成24年度までに広域化を実現することが示されるとともに、広域化に対して十分財政措置を行うということになっているわけでございます。

消防庁からは、広域化のメリットといたしまして、消防活動体制の強化、到着時間の短縮といった住民サービスの向上、小規模の消防本部が解消され、救急や予防人員の専門化が可能となり、専門性が高められる等が示されているところでございます。

本県におきましては、この趣旨に沿いまして、平成20年3月、東部、西部で、それぞれ広域化の3案が策定されました。10万人以上の管轄人口を目標とした東部の案では、1案が広域圏をもとにして、富山、滑川、上市、立山、舟橋の2市2町1村と、残りの2市2町での広域化。2案が、富山市を除く3市4町1村での広域化。3案が富山、立山、舟橋の1市1町1村と、残りの3市3町での広域化の案であります。

その後、東部の広域化につきまして、平成20年8月より富山市、舟橋村を除いた7消防本部による意見交換会が開催されまして、平成21年8月から富山市を除いた8市町村による研究会の立ち上げ、本年4月以降には広域化の任意協議会が設立されたのであります。

今年度には、一歩進んだ8市町村での任意運営協議会設立に向けての会議が開催されたところでありますが、ご承知のとおり黒部市の意向は、さきに述べました3案に対する検討がされなかったこと、あるいは3案には挙げられていない医療圏による広域化が望ましいという理由のもとに不参加を表明されまして、黒部市を除く7市町村による任意運営協議会が7月16日設立されたのであります。その後、任意協議会が2回、幹事会が2回、部会が4部会、合わせまして13回開催されております。

また、任意協議会から協議会への移行を前提とした7市町村長による意見交換会も先ごろ開催され、私も出席いたしました。広域化のメリットには、先ほどの消防庁から通達がありましたように、迅速で効果的な出動による住民サービスの向上、人員配備の効率化による現場体制の充実・高度化、財政・組織面での消防体制の基盤の強化などが示され、舟橋村では非常備消防が解消されるということになるわけでありまして。

一方、課題といたしましては、広域化当初は装備費用や施設整備があるために費用負担が増加すること。本部要員、通信要員が必要となりまして、職員の増員が必要になってくること等が提示されております。その協議の中で、立山町が枠組みをめぐって離脱を表明されましたので、今後は6市町村での検討が進められることになっておるわけでございます。

こういうことになりましたと、今後広域化はどうなるのか、また舟橋村はどうなるのかということに対して皆様方ご懸念を持っておられると思いますけれども、現在救急業務は立山町に委託をしておりますので、119番を回しますと向こうへつながり、救急車が来るといった事態でございます。そういった現在も含めて、村民の皆さんに心配をかけるような状況にはないということもご理解いただきたいわけでありまして、あとはどこに進まれるのかというのは、それぞれの行政体で考えられればいいんだと私は思っております。

そして、今私の頭の中にあるのは、広域化するということは設備投資に膨大な金がかかる。そしてそれに対して、先ほど消防庁から通達が出ている中に、財政面で支援することなんです。まず広域化した場合のメリットがそういうことなんです。例えば10億かかれば9割が交付税措置でなく借金が出る。借金ができますけれども、その50%交付税算入してくる。単純に言いますと45%です。10億かかるうち4億5,000万が国から来るわけです。

ところが、単独でやった場合どうなるかと言いますと、10億かかったとすればその

75%を借金できる。そして交付率が30%、それを掛けていただきますと22.5%、2億2,500万になる。そうなりますと財政は半分以下になる。そんなことでよく検討しなければならないわけですが、単純に財政的なことから言ったら広域化は非常にいいんです。そしてまた現在ある消防署が消えていくわけではないんです。だからそんなことは話しすれば幾らでもできるわけであって、そんなにいがみ合うわけではないと私は理解しているんです。ほかの首長さんはどのように考えられるか知りませんが、そういうことが実態なんです。だから、要は財政に裏づけ、自分のところで自主自立のものができると言いたいんです。

そういうことでありますので、私はこの件につきましては、村民の皆さんには心配をかけないことをお約束したいと思います。

それでは、本村では消防団が使用している無線は、広域化にかかわらず平成28年までにはデジタル化することが必須となっております。任意協議会には、単独でデジタル化をする場合と、広域でデジタル化をする場合の経費負担の違い等、検討していく必要がありますので、引き続き参加してまいるということであります。

いずれにしても、村民の安全・安心な生活環境を守っていく、そして舟橋村が消防行政を単独でやるということは大変困難であるということは理解していただきたい。今後とも広域化に向けまして、任意協議会に参画してまいり所存でありますので、どうか今申し上げましたいろんなことを皆さん方も検討していただいて、また意見交換させていただきまして、舟橋村のことを十分検討してまいりたいと思っております。

そういうこと等を申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきたいと思っております。

以上であります。

議長（竹島ヨリ子君） 4番 川崎和夫君。

4番（川崎和夫君） おはようございます。

通告してあります2点について質問します。

まず第1点目ですが、村職員の人材育成についてであります。

3月の定例議会で役場職員の人材育成について質問いたしました。そのときの副村長の答弁では、「住民が望んでいる公共サービス実現のため職員一人一人の意識改革や資質の向上を図ることが必要であり、また、公務員としての使命と責任を自覚し、村民に信頼される職員、また幅広い視野を持てるよう自己啓発を図り、多様化する住民ニーズに的確に対応できる職員」と答弁されております。

研修に派遣するからには、本人の適正または将来にわたっての人材育成の方針があると思います。この方針実現のため、必要に応じた研修を実施してこられたと思いますが、どのような研修を実施し、成果はどうであったか、それについてお聞きします。

次に、防災訓練についてであります。9月定例議会の答弁では、参加した各団体との事後検討会を9月末までに開いて、問題点、改善点の洗い出しを行い、今後に生かしたいとありましたが、どのように総括されたかお聞きします。

以上であります。

議長（竹島ヨリ子君） 総務課長 古越邦男君。

総務課長（古越邦男君） 川崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

1つ目は職員研修の実施状況についてのご質問だと思います。3月議会で答弁しましたとおり、22年度も公共サービス実現のための研修を実施しております。

具体的に申し上げますと、まず職場研修では、新採・中堅クラス職員には、県などが実施しております「新任職員研修」や「法令執務研修」等を受講させております。幹部職員研修は、千葉にあります市町村職員中央研修所、通称市町村アカデミーと言っておりますが、そこで開催されました「市町村の課題戦略セミナー」へ2名派遣しております。

復命書には、地方自治の進展に伴い、従来よりも職員に期待される能力も多様化し、専門性、創造性、柔軟性、協調性、豊かな人間性が要求されている中、自身、これまでの対応でよかったのか、自分はどれだけ努力してきたのか心配だが、これまで以上に「日々能力を磨く努力を怠らず、住民サービス向上につなげていきたい」と記載しておりました。

また、新人育成方法といたしましては、全国各地でトレーナー制度が導入され効果を上げています。新人職員をいかに早く戦力として育てるか、舟橋の職員構成は非常に少なく、少数の職員で対応しているという現状を踏まえた中で、今後の職場づくりの大きなかぎになるのではないかという報告を受けております。

専門研修では保健衛生部門の予防接種、母子保健、発達障害についてそれぞれ保健師を派遣いたしまして、全国で取り組みをされている先進的な事例等を学びまして、役場の実務に生かせるよう工夫を重ねているところでございます。

また、富山県は経済界の協力を得て、企業、新分野進出、地域づくりを目指す「とやま起業未来塾」を開講しております。今回「地域づくりリーダー養成コース」に初めて

1名参加させております。地域活性化のため、地域の課題の掘り下げと解決策の計画実行を目指す人材を育成する講座で、県内外の一流講師陣の指導を受けているところでございます。

自主研修といたしましては、先ほど山崎議員の答弁でも述べましたが、総合計画ワーキング部会へ参画しております。今の舟橋村に何が不足し何が求められているのか。PCM手法を用いた研修を通して、住みやすい村、住みたくなるむらづくりはどうあるべきか。将来の住民に負担とならないむらづくりはどうすべきか。今の子どもたちの夢をかなえるむらづくりは何が必要なのか。そして同じく我が村の発展を思い、応募されました委員とともに、地域の人々の考え方を学び、意見交換し合いながら、自分の考え、歩むべき自治体の姿をまとめ上げ発表することは、非常に効果的で即効性のある研修と考えております。

昨年度は、自治会長さん方と合同で実施した研修では、地区の活性化という現在形の問題を取り上げましたが、ことしは10年、20年後の村の将来の方向性を導き出す未来形のもの、夢を実現するための方策を導き出す研修であると思っております。

このワーキング部会に参加した職員は、新総合計画策定という村の将来を考える点では方向性は一緒の会議でも、さまざまな人々の多様な考え方があることを知った中で、舟橋村の未来について自身の言葉で考えを発言できるようになったことは、視野も広まり、大きく成長できたのではないかと考えております。

このように今年度もさまざまな研修に派遣をしておりますが、具体的効果はなかなかすぐには見えないところもございます。職員は異動ごとに新たな担当となるわけですが、サービス提供先はすべての住民の方々でございます。すぐには形となっており、あらわれないかもしれませんが、いつかその成果が住民へ還元されるよう、そしていついかなる場面においても臨機応変に住民サービスができるような職員に育つよう、着実に一步一步進めてまいりたいと考えております。

2つ目の防災訓練の総括についてお答えいたします。

9月4日に村内一円で実施されました富山県総合防災訓練内容について9月議会でご報告した中で、事後検討会を開催し、今後の訓練に生かしたいと答弁させていただいております。その内容をご報告したいと思います。

事後検討会という名称を使っておりますが、中身は反省会でございます。9月30日に、自治会、消防団、民生児童委員会、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、ふなはし荘と、

訓練に中心的な役割を果たしていただきました団体の代表者の方にお集まりいただき
ております。

役場から訓練実施概要と反省点を説明した後にご意見をいただいております。主なも
のといましては、「情報伝達手段が確立されていなかったのではないか」「災害想定
と訓練内容に多少違和感を持った」「自治会と連携した訓練が必要と痛感した」「訓練会
場の芦原公園と同じ給水システムの設置をしてほしい」団地自治会からは、「これまで
住んでいた自治体では、このような訓練は経験できなかったので大変新鮮だった。これ
からも続けてほしい」等のご意見をいただいております。

訓練の主目的、訓練規模の大小、訓練範囲の考え方、参加人員、参加団体の規模等で
それぞれ対応が違ってまいりますが、今回のような村内一円で全村民が対象となる大規
模な訓練を実施することは大変難しいことだと実感いたしております。

さまざまな要因がふくそうする中で、いかに効果的な訓練ができるかは、慎重かつ計
画的な諸準備と、職員への周知、役割分担の徹底はもちろんですが、参加団体、参加者
との意思疎通が最も重要であると改めて感じております。準備段階であらゆる事態を想
定した検討がなされるか否かによって訓練の成否に大きく影響を与えることになると思
っております。

また、本村の自主防災組織率は100%でございますが、自らの命は自ら守る、自分
たちの地域は自分たちで守ろうという地域連帯感をもっと強化しなければ、地域の安全
を守ることは困難だと思っております。近日中に自治会から要望がありました防災マッ
プと言える「消防水利位置図」もそれぞれの自治会にお配りいたしまして、行政と住民
が情報を共有し合いながら地域防災力の向上となるようPRに努めてまいりたいと思
っております。

今回の経験を今後の訓練並びに周知活動に生かすよう取り組みしてまいりたいと考
えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 川崎和夫君。

4番（川崎和夫君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

人材育成については、やはり一朝一夕ですぐ成果が出るものではないと思います。だ
けど村の大事な職員ですので、長い目で見て大事に育ててほしいと思います。

次に、防災訓練の件ですが、きのうのことなんですが、きのうの夕方、テレビのテロ

ップで気象警報が出されたんですね。県東部に防災警報が出されまして。1時間以内に暴風雨が発生すると。堅牢な建物あるいは安全な場所に避難してくださいというテロップだったんです。こういうテロップは初めて見たんですが、いわゆる防災訓練というのは、待機していて、さあやりますよというものじゃないんですね。ある日突然どういう形で出てくるかわからないわけです。これが適当かどうかわかりませんが、例えば防災訓練に今200人の方が参加されまして。あるいはふなはし荘で避難訓練をしまして。例えば人の時間をお金、単価に評価するというのはわかりませんが、ただ舟橋村として予算を組んで直接かかった経費というのとはわかつて思うんです。だけど、いわゆる間接的に参加した人のお金、経費というのとはこの中には出てこないわけなんですね。だから、そういう意味では、費用対効果という面から見ると、それが本当に適当であるかどうか評価の仕方はわかりません。だけど危機というのは、いつ何どき、どういう形で起こるかわからないというのを真摯にとらえた形で訓練を想定してやってほしいと思います。その積み重ねが次々に行くのではないかと思います。そういうふうに要望します。

以上です。

議長（竹島ヨリ子君） 総務課長 古越邦男君。

総務課長（古越邦男君） 川崎議員からいただきました職員研修についてのご指摘、十分今後とも生かすような研修に努めていきたいというふうに思っております。

そしてまた防災訓練、これも積み重ねが非常に大切であると思います。費用対効果も十分考え、参加された住民の方々の時間を金銭に換算するとどれだけになるか、膨大なものになるかと思えます。そういうことも十分踏まえながら、いかに効果的な訓練になるかということを考えながら、今後の防災訓練等に生かしてまいりたいと思っております。

ご指摘、大変ありがとうございました。

議長（竹島ヨリ子君） 1番 野村信夫君。

1番（野村信夫君） 1番野村です。

私は、安全対策の充実ということで、村の安全対策の一つとして、歩道の整備の充実ができないものかと思えます。1番で質問された明和議員と一部重なる部分もあるのですが、よろしくお願ひしたいと思えます。

村内には、歩道のない地域があります。その中でも懸念される場所として、村道学校

稲荷線があります。以前から何人もの人が質問され、また地域の要望もあったと思いますが、村としてはできないという方向づけになったかと思います。しかし、現在でも、国重、稲荷の多くの児童生徒が通学路として利用しています。将来の舟橋村を担うだろう子どもたちが安心して、また安全に通学できるようにする必要があるのではないのでしょうか。

道路の拡幅が無理ならば、近くに前の村道があります。また以前に嶋田議員が質問された農道があります。また今、稲荷地域の道路の改良工事の計画がされており、その道路を通学路として利用できるように改良すれば、嶋田議員の質問された農道を整備して歩道として利用できるのではないのでしょうか。

また、明和議員の質問された農道にもつながり、稲荷からテニスコートまでの歩道が確保できます。そうなれば小中学生の通学の安全につながるのではないのでしょうか。

今まで子どもたちの事故がないからよいものの、これからも痛ましい事故等が起きないという保証はどこにもありません。できる、できないではなく、できるところからでも考えてもらえないものかと思い、質問します。

以上です。

議長（竹島ヨリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 野村議員のご質問にお答えいたします。

安全対策の充実ということで、歩道の新設というご質問の趣旨でございます。そしてまた村道稲荷学校線ということに絞られてのお話だったと思っております。

確かに通学する児童生徒数は多数おいでになることは事実でございますし、この歩道についての質問も前から何回もございました。その都度申し上げてきましたが、もう一度繰り返して述べさせていただきたいと思います。

それは、平成15年度には、地元関係者のご理解とご協力を得まして、道路改良工事の発注できる段階まで進んだのでありますけれども、当時、平成16年から始まります国の財政改革であります三位一体改革の実施によりまして、補助金の削減と地方交付税の大幅な削減から、今後、村財政を相当圧迫をするということがありまして、やむなく計画を中止したということでありまして、このことにつきましては、議員もご承知のとおりであります。

その後、タウンミーティングの中でも、児童の保護者をはじめ関係者の皆さんから安全対策を講じてほしいという要望がありました。その後、地元関係者のご理解を得まし

て、八幡川橋詰に通じる道路を歩道として利用するため県の許可を得まして、車両通行止めを設置いたしました。またその後、野村議員のご協力をいただきまして、一部拡幅改良工事を施工しまして、それなりの安全対策を講じてきたところであります。しかし、議員さらにご指摘のとおり、村の将来を担う子どもたちの安全・安心といった視点から、もう一度検討することも大切なことだと思っております。

今後、部分的な改良を行うことによって、平成15年度に計画した道路改良事業と同等の効果ある整備がされるのかどうか。また、今ほど提案のありました歩道の代替として、南側に位置する旧称稻荷道と言っておりますが、こういった村道の改良も念頭に置いて、事業の費用対効果等も含めて検討してまいりたいと、こういうふうに思っております。

そしてまた、先ほどそれぞれの議員から質問があったときにも申し上げましたが、ちょうど今年度、社会資本整備総合交付金事業という制度ができるということもございしますので、そういった面もとらえまして、集落間を連結する新たなコミュニティ歩道とか、名称はいろいろとつけられるわけですが、そういった形でも新たな歩道を申請するといえますか、そういう歩道専用のものをつくり上げるということも、舟橋らしさもあるんじゃないかと、こういうふうなことも思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、そういった面を具体化するようにどんどん計画してまいりたいと。そして機会あるごとに議員の皆さん方と議論をしながら、舟橋村の村民の幸せのための事業の一環だということもありますので、そのように進めてまいりたいと、かように思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（竹島ヨリ子君） それではここで、暫時休憩いたします。

休憩は10時45分までといたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

議長（竹島ヨリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 7番嶋田です。

雪国の宿命である除雪の季節が目前に迫ってきました。県内15市町村の本年度除雪予算が新聞発表されています。ある自治体の担当者は、増額したいのはやまやまだが、大雪を想定する余裕はないとし、またほかの自治体の担当者は、降るか降らないかわからないのに、初めから多めに確保するのは無理だろうと言う。それらを考えると、予算の増減云々はそれぞれの自治体の計上方法に相違がありそうで、あまり参考になるとは思えません。

舟橋村は除雪に対して、率にして9%増の1,080万円が計上されています。これは昨年大雪の年度でも補正が350万円程度であったことを考えると、信用度は高いと思われます。また舟橋村の除雪事業は、安全・安心を趣旨に近隣自治体に比べて行き届いた除雪が行われていると私は思っています。しかし、地方財政はいつまでも潤沢ではないはずです。財源不足やオペレーター確保困難などもろもろの要因で、今までのような十分な除雪が今後できなくなる可能性も考えられます。村民の除雪への協力が不可欠です。地域のことは地域で守る意識の高揚がさらに求められるのではないのでしょうか。

12月号の村広報に、雪と汗のひとかき運動の協力の呼びかけがあります。これは地方の財源が厳しい中、除雪に地域住民の力をかりるといふ県が取り組んでいる一環と思われる。ボランティア活動などを含め、現在の除雪の取り組みの成果は十分満足できるものなのではないでしょうか。除雪人口の高齢化など今後の課題や問題は多々あると思われる。それらにどのように取り組まれる考えがあるのかお尋ねします。

関連して、散水消雪設備について質問します。

22年度は東芦原で消雪リフレッシュ事業が12月15日の完成を目的に工事が進められています。22年3月、竹島議員の一般質問に対し、村長は、「富山県地下水の採取に関する条例において、村全体が観察指定地域に指定されている。芦原の場合は自治会の要望もあり、県が定めた地下水指数、村が管理している既存の消雪の能力などを調査した結果、対応可能と判断されたので事業化する。新設、既存とも今後の維持管理は地元自治会が行う」と答弁されました。また、新設区間は県道だったため、既存と同時に行われなかった気の毒な面もあると思っています。

また、村長はほかの自治会などの今後の対応に触れ、「安全・安心な生活道路確保を目的に、利用されていない既存の井戸を利用する消雪装置の整備など、自治会や地域の団

体単位には助成制度を検討する」と答弁されています。

高齢化が進むと身の周りの除雪もままならなくなります。特に小路などは寸断されることも考えられ、今後、他の自治会からも散水消雪設備設置の要望が出る可能性があります。その場合、行政側の線引きはどこまで、自治会の負担や問題点はどのようなことが想定されるのか、東芦原自治会とどのような協定書を結ばれて工事着工されたのか。今後の参考にしたいと思いますので、子細を示されることを要望いたします。

どこの地域に生活していても、舟橋村の住民です。広く公平な、行き届いた行政に邁進されることと確信しています。

質問2です。政府・与党は、地域主権改革関連3法案について、今回の成立を断念したが、来年の通常国会で成立を目指すことになりました。改革は閣議決定した地域主権戦略大綱に基づいて、中央集権体質からの脱却を宣言し、進展すれば自治体間でおのずと行政サービスに差異が生ずると言われています。

改革は単なる制度改革ではなく、地域住民、首長、議会が自らの責任でつくっていく責任の改革であり、民主主義そのものの改革であると言われています。改革に真摯に取り組む自治体と居眠り自治体とでは、今後10年を経ずして両者に大きな差がつくだろうと言う。舟橋村の施策や行政業務の充実などに、行政、議会の責任が増すのは当然です。さらに村民の協力など、今後の見直しや課題に改革の必要があるとお考えでしょうか、あるとすればそれはどのような事項でしょうか。

また議会や地域住民の協力にはどのようなことを期待されますか。財源やスタッフも豊富でない小さな舟橋村において、改革が進展するほど村長の行政手腕がますます求められると思います。手腕の成果によって、将来の舟橋村に大きな展望が開けることを期待します。

3番の農道の整備につきましては、先ほど明和議員の質問に対して村長が答弁されましたので、割愛いたしたいと思います。

終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 嶋田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、本村の除雪に対する取り組みについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本村でも、除雪協力業者の確保に苦慮しておりますし、また今後ともこのような状況はさらに深刻化するものと思っております。村民の安全・安心な

暮らしを確保するため、9月議会で、議員から除雪ボランティア制度の確立に向けたご提言をいただいております。

住民と協働する行政を推進する舟橋村では、自助・共助・公助のもとで、地域住民の協力のもと、それぞれの地域性を生かした除雪を行うことが最も大切であると理解しております。このことから、今後、除雪ボランティア組織体の誕生を目指すよう努力いたすとともに、活動体を維持していくためにも、作業に必要な機械類の貸与、また活動の多少なりとも対価も必要でないかというふうにも考えております。

また、他の自治体での取り組みもあると思います。そうした先進事例をも参考にしながら、本村にふさわしいボランティア団体として育成してまいる所存であります。そういうことで議員各位のご理解いただきたいと、かように思います。

次に、散水消雪施設に係る事業計画と地元負担についてお答えいたします。

ご承知のとおり、目下、東芦原地内において散水消雪施設の延伸工事が施工中であります。東芦原集落内の旧県道沿線に住む住民の方々は、高齢化が進みまして、村内でも高齢化率が非常に高く、降雪期の雪始末が相当な荷重となっていることも含めまして、自治会長さんのほうから要望がありまして、事業採択をしたのであります。

今年度はこの事業が国の交付金事業として採択になりまして、実施したわけでございます。当初は、事業完了後の維持管理を地元自治会に負担していただくことを前提にして応じましたけれども、先ほど申しましたように、今年度創設された国の社会資本整備総合交付金事業の採択になりまして、交付金が決定されました。こういったこともありますし、村の負担割合も当初全額ということで、10割から4割に下がったということでもありますし、借入金その他につきましても、それなりの交付税措置があるということもございます。

もう1つは、それだけに現有水源を使うわけですから、水量にも問題がありますので、現状の一斉散水から交互散水に変更することになりました。また再度地元自治会と協議を行い、同意も得るとともに、受益者負担のあり方を見直すことにいたしまして、村が現在所有している施設と同様に維持管理は村で行うことにしたものであります。そういったことをご理解いただきたいと思っております。

議員も先ほどおっしゃったとおりでございますが、富山県では昭和50年度に地下水の採取に関する条例を制定いたしまして、新規井戸の掘削を規制しております。しかし、既設井戸を利用し、交互散水方式による消雪管の延伸事業は、国の社会資本整備総合交

付金の活用の対象になるということがわかったわけでございますので、今後そういったことで取り組んでまいりたいと思っています。

本村では、消雪管の布設に対する要望が幾つかありますので、そういった自治会に対しては、必要な水量が確保できるかを十分調査いたしまして、順次消雪管の延伸工事を施工してまいりたいと考えております。

一方では、これが業者の負担軽減にもなると思います。そして先ほど申し上げましたように、できる限りそういったボランティア組織体をつくり上げまして協力いただきまして、地域のことは地域でというような気持ちで、機械貸与をいろんな面でバックアップしてまいりたいということでありますので、それぞれの議員のお力添えも賜りたいと思っておるわけでございます。

何はともあれ、村民の手足となっております安全・安心な道路環境、交通を確保するということは行政の義務でございますので、そういう点で抜かりない対応をしてまいりたいと思っておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

次に、地域主権改革についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成19年4月、時の自民党政権下で、地方分権改革の推進に関する基本的事項を調査審議するため地方分権改革推進委員会が設置されました。以後98回の会議が開催され、地方分権を推進するための「生活者の視点に立つ地方政府の確立」「地方政府の確立に向け他地方の役割と自主性の拡大」「自治立法権の拡大による地方政府の実現へ」「自主財政権の強化による地方政府の実現」と題した第1次から第4次までの勧告がなされております。

さらに、平成21年11月には、地域のことは地域に住む住民が決める地域主権を早期に確立する観点から、地域主権に資する改革に関する施策の検討を追加いたしまして実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施する目的の閣議決定がなされまして、地域主権戦略会議が設置されたのであります。平成22年6月には、地域主権戦略大綱が示されております。

地域主権戦略大綱は、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化、地方財源の充実確保、地方政府基本法の制定などの事項が記され、地方主権改革の全体像として、地域主権改革は日本国憲法の理念のもとに、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことがで

きるようにするという改革、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方とが協働して「国のかたち」をつくること。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、その中でも住民に身近な基礎自治体を重視すると総括しているのであります。

先般、地域主権改革3法案の成立をめぐり与野党が協議し、「地域主権」の名称を法案名から削除することで合意されたところでありますけれども、今後、この大綱に基づき地域主権が推進されるわけでありますので、議員ご指摘のとおり、基礎的自治体としての能力が問われることとなります。そういった受け皿づくりが今後とも本村にとって大変重要な課題であると認識しているところであります。

今後、行財政運営を含め、地方自治体が自ら知恵を出し、自ら汗を流し、住民サービスの向上に資することが肝要と考えております。そのためにも本村では、人材育成、組織体制の見直し、住民との協働等をさらに推進してまいり所存であります。また、議会制度のあり方につきましても検討がなされていますので、いずれにいたしましても、行政と住民の代表である議会とが、今後のむらづくりをテーマに、十分議論を重ね、行政、議会、住民が一体となって将来にわたる活力と魅力あるむらづくりに邁進する所存であります。そういった理念でありますので、どうか皆さん方の温かいご理解をお願いするものであります。

3番目のことにつきましては、取り下げられましたのでお答えしませんが、いずれにいたしましても、皆さんとともに議論を交わしながら、住みよい舟橋村づくりに努めてまいりますので、重ねて皆さん方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） まず、消雪の関係についてお伺いします。

東芦原・五郎丸間の散水消雪施設整備に800メートル、予算は3,688万円が計上されていますが、入札では配管工事と機械設備工事を含めて合算して2,500万ほどとなっています。残額1,100万余りは、消雪ポンプの取りかえと基盤改修、バルブ設置、その他と考えてよろしいのでしょうか。

今後、ほかの地域でもこのような施設を要望するような場合、設備費、維持管理費等を、行政側は国や県と極力すり合わせをしていただいて、おおむね行政負担で行うと理

解してよろしいのでしょうか。

それから、通告していないので回答は求めませんが、発言させてもらいたいと思います。

21年度の決算書に、リバーサイド公園維持費に13万8,000円ほどが見られます。現状は公園としての機能は皆無と判断されています。機能していない物件になぜ管理費を計上する必要があるのか、私は疑問を感じます。

20年ほど前、公園をつくってもらえば自治会で管理費を負担するからの話でつくられたと聞いていますが、そのとき協定書のような取り組みが明確にされていなかったのが現状になったと仄聞しています。

国に金がないのは事実であり、それを踏まえて村の財政事情はますます今後厳しくなると思われます。村民要望に十分こたえることができなくなる可能性も考えられます。その場合、このようなものがほうりっ放しにされていると指摘されることも考えられるのではないかと思います。今後は公園としての機能を取り戻すのか、そのほかに何かよい方法はないか、善処されることを期待します。協定などの取り組みの必要性の一例を申し上げました。

それから、行政改革についてお尋ねします。

村長の答弁は通り一遍のような、ちょっと私、理解できない面が多分にあったのですが、私の思いとしましては、職員は豊かな発想ができ、自信と責任を持って仕事ができる環境の向上が必要でないかと思います。

議会に関しても、来年改選されますが、議員全体が見識や責任と、モラルの高い議員になられて、村政のために十分協議できるような議会づくりに力を尽くしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 嶋田議員の再質問で資料を持たないものがありますので、幾つかの点で差し控えさせていただきますが、まず東芦原地内の件でございますけれども、国の事業の採択になったということは、当初私が言ったように、単費という国の交付金事業と申しますか、補助制度にそぐわないものであるというふうに理解していた。しかしながら、これは何とかして国の補助金に染まるものがないかということによくよく調査した結果、要するに量が決められていますから、一遍に出すのではなく、こっちで30

分出してこっちで30分と交互散水するわけですね。それによって今までと違う面が出てくるから、地元負担というのはこれは大変なことだ。環境が同じものだったら違うんですけれども、そういった面も含めて補助金が6割つくという発想から、そういうことでは将来にわたってまたいろんな面が出てくると。そうなれば村で管理をしていくのは至極当然だろう、こういうことでやったわけでございまして、それを取り違えないようお願いしたいわけでございます。全体を見ての話でございまして、片方だけをそのようにしたわけではないということでございます。

ですから、可能なところは十分こちらも要望も聞いておりますので、対応してまいりたいと思います。県道の海老江地内から盛んに言っておりますけれども、これも何とか可能にしたいと取り組んでいる最中でございますので、間もなく県の回答もいただくと考えております。

そういうことで逐次努力しているということを申し上げるとともに、ご理解いただきたいと思うんです。だから、一方的に先ほど言ったように村長の詭弁的な話だと。そうではないんですよ。そういう話は幾らでも議会の皆さんと話し合いしましょうと言っているわけですから、いろいろとご意見いただきたい、お願いいたしますよ。

それと、先ほどありましたけれども、きょうの定例会の追加議案となっておりますけれども、その中に議員提出議案とTPP交渉参加の反対に関する意見書がございますけれども、賛成しているところもあるんです。だから、トップがどうのこうのでないんですよ。こういうような議論は、農政に大きな関与する問題なんです。村の顔なんです。議会は賛成だけでも当局は反対だと、そうであってはいけない。だから内容のすり合わせをするというのは、これは議員さんとも大いに勉強をして、TPPとはいかなるものか、こういう土台から話していかないと発展しませんよ。これは一時的な問題でないんです。日本の外交政策なんです。そういった大きな問題なんです。そしてその国の歩む道の下に自治体があるんです。そういうことも含めて大いに皆さんと議論したいと、私は胸襟を開いているということもご理解いただきたいわけであって、何も陰気な話をしているつもりはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

いずれにしても、細かいことは役場に書類がございますので、どんどん役場へ来ていただいて、担当課で十分話をさせていただきたい、聞いていただきたいということをお願いして、私の答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 6番 前原英石君。

6番（前原英石君） 6番前原でございます。

これからさせていただく質問につきましては、きょうこれまでに出示された幾つかの質問と類似点もございます。また、類似点のある質問ですので、当然答弁も同様な答弁になるかもしれませんが、そこをご理解いただきながら答弁をいただきたいと思っております。

それでは、私が出しております12月定例議会で通告しております協働型まちづくり実現に向けた職員教育について質問をさせていただきます。

3月定例議会の質問においても、「協働型まちづくり実現のためには、それぞれの事業や村長の掲げるプロジェクトの持つ意味を職員が個々に共通認識し、共通理解をした上で進められることが必要でないか」など、村長に幾つか質問をさせていただきました。

村長はその質問に対して、「職員と住民との協働、また職員と職員との協働に向けた職員研修を続けて実施していく。住民が求める職員の人材確保、育成にも努めていく」と答弁をしておられました。

村長は就任以来、住民主体のまちづくりの推進を図るため、住民と行政が協力をしながらまちづくりを推進する協働型まちづくりを総合計画後期基本計画の柱とし、メインテーマに掲げ取り組みを行ってきておられます。

具体的な取り組みといたしましては、住民の意見を施策に反映させるためのタウンミーティング、自治会活性化のためのコミュニティ振興交付金制度、プロジェクトごとに企画から運営までを担う住民主体のまちづくり協議会の立ち上げ、協働型まちづくり実現に向けた職員教育などがあります。協働型まちづくりの成果はあらわれているのでしょうか。

ことし多くの住民に京坪川河川公園、オレンジパークを利用していくために、運用から管理まで考えていくためのオレンジパーク舟橋運用改善プロジェクトを立ち上げられ、これまで何回かのワークショップを行ってきておられます。その委員については、広報やホームページを使って公募で呼びかけておられたようですが、応募者が少なく、すべてとは言えませんが、最終的に役場からお願いをして各団体に所属する委員で構成されているように聞いております。

村には、各種委員会や協議会、そして審議会などがあります。また、専門的な知識を有する人物に委嘱をする協議会もありますが、村長が目指す協働型実現のためには、公募による委嘱を増やすことで、多くの住民に行政の取り組みに対して関心を持ってもら

い、多くの住民意見を施策に反映する仕組みを構築することが急務ではないかと思いません。

そのためには、広報、ホームページだけに頼り、結果、広報、ホームページで公募したけど集まらなかったで終わらせるのではなく、もっと住民により深く周知を図り、多くの公募委員を集める方法を検討すべきだったのではないのでしょうか。

幾つものプロジェクトという旗は掲げられていても、住民がそれぞれ主体性や意思を持って、その旗のもとには集まってきてくれない、これが現状ではないのでしょうか。それはなぜなのでしょう。

また、昨年度には新たに策定される舟橋村の第4次総合計画に対し、舟橋村の住民有志から作業グループとして、まちづくりの住民意識の反映を目指し、まちづくりワークショップが開催され、今後のまちづくりに向けた意見を取りまとめた提言書が提出されたと聞いております。

また、まちづくりワークショップに参加した参加者に聞きますと、これは富山大学、そしてNPO法人PCM Tokyoがモデレーターを務め、PCM (Project Cycle Management) という現状の問題を特定し、問題の原因を分析し、それを探りその実行計画をプロジェクトとして形成するもので、問題解決型の戦略的なアプローチをとるプロジェクトマネジメントを取り入れることにより、言葉ではプロジェクト・サイクル・マネジメントと難しいが、内容的にはわかりやすいワークショップであったと聞いています。

しかし、ことし立ち上げられている総合計画策定のワーキンググループでは、モデレーターが村から業務委託をされた業者が行っております。モデレーターの役割は、参加者に対し、自分の考えや事実を認めてもらうことではなく、あくまでも参加者、村民、職員の発言を促すこと、住民意見を素直に引き出すことではないかと思えます。その役割を村の委託先である業者が行うのはどこか不自然に思うのですが、それは私だけでしょうか。

率直な住民意見を引き出す役割は、村と連携協定を結んでいる富山大学の先生がふさわしいのではないかと。また、総合計画策定には、ワーキンググループに参加している職員以外がかかわっておられるのでしょうか。総合計画は当然ながら、過去10年間を検証し、次年度以降の取り組みを検討していかなければなりません。であれば、全職員による検証調書等の作成などに取り組んでおられるのでしょうか。

11月29日の朝日新聞に、「共通目標を達成 全力で」の見出しで、富山大学学長が地域貢献について話しておられます。全文はありますが、最後に学長は、「地域貢献とは、実現可能な共通目標を設定・共有し、全関係者が全力投球で自ら獲得するものと私は現時点で理解している」と言っておられます。私もまさにそのとおりではないかと考えます。

協働型まちづくりは、村長を先頭に、住民と職員が共通目標を設定し、またそれを共有し、全力投球で目標達成に向けて努力する必要があると思います。オレンジパーク運用改善プロジェクトや総合計画策定の取り組みを見ている限り、村長が目指す協働型の意味を職員が本当に理解をしているのか疑問になります。

村長がやれと言ったから、議会にやれと言われたから、「やれと言われたからやった」というふうにしか伝わってきません。村長が目指すまちづくりをしていくには、村として掲げている施策やプロジェクト達成のために、職員が村民と同じ目標のもと、一致団結して取り組んでいかなければ、まちづくりは進まないと思いますが、そのように取り組んでいるとは思えません。

また、昨年、自治会長とまちづくりをテーマに職員研修を実施されましたが、ことしはその検証が行われましたか。ことしも残すところあとわずかですが、職員研修は行われたのですか。また、職員研修の結果や成果に対しての個々の職員評価制について、どのような手法をとっておられるのでしょうか。

私は、協働型まちづくり実現のために一番大切なことは、職員の取り組みではないかと考えます。しかし、現状は職員の協働に対する姿勢が弱いため、村長の目指すまちづくりがなかなか現実味を帯びてきていないのではないかと思います。

副村長制を導入するに当たり、副村長の役割は、職員の管理・育成であると村長は言っておられました。あれから4年が経過しようとしておりますが、村長から託された副村長としての役割は達成されましたでしょうか。現時点でのお考えをお聞きいたします。副村長に答弁をお願いします。

これで質問を終えさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 前原議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

協働型まちづくりの実現に向けた職員育成についてのご質問かと思っております。

川崎議員の答弁と重複するところもあるかと思っておりますが、ご了承をいただきたいと思います。

います。

村長は、住民と行政がお互いの意見を出し合いながら、それぞれ責任を持って役割分担し行動する協働型まちづくりが最も重要で、その推進力を今後の村政の発展、推進に結びつけたいと常々発言されております。そして、その発言を実現するための取り組みを行ってきたところでございます。

村は人口が倍増したとはいえ、従来からきめ細かな住民サービスの実現を目指しております。転入された方々からも、「自分たちの声がすぐに行政に反映される村」「職住が一緒に顔の見える職員が多い村」等の評価をいただいている一方、要望内容が多様化、複雑化しまして、地域全体の要望というより個々人の判断基準によると思われる内容も発生しつつあることは事実でございます。

このような状況下、いかにサービス実現を図るかとなると、住民との対話を重ね、方向性を見出すことが最も重要と思っております。一言で申せば、協働型まちづくりの実践と言えらると思えます。

その取り組みとしまして、今ほど議員から、オレンジパーク舟橋運用改善プロジェクトを例に挙げられまして、いろいろ取り組み状況についてお話がございましたが、連携協定を結んでおります富山大学の協力も得まして、実施しているところでございます。

最も身近な公園として皆さんに愛されるにはどうあるべきかということで、これは川崎議員も以前質問された事項であるかと思っております。常々日常的に利用されている方も参加されまして、今ほど言いましたプロジェクトを実施してまいっております。

従来は、問題の発生がありますと、役場へ連絡し、役場のみでの対応というのが一般的なスタイルであったかと思っておりますが、利用される住民の声を生にお聞きしまして、ともに考え、ともに改善策を見つける研修として実施してまいっております。議員にはいろいろ情報として伝わっているかと思っておりますが、総合計画策定にかかわっている職員同様、適応性の高い若い職員の成長に欠かせない研修の一つだろうというふうに思っております。

また、職員には、意識改革、意欲アップ、能力アップ、行動力アップを図るため、余暇時間や休日を利用した地域ボランティア活動への積極的な参加を呼びかけています。

舟橋図書館では、以前からイソップの会の皆さんが、子どもたちへの絵本の読み聞かせ活動を実践されていますことは皆さんもご承知かと思えます。この活動へ村長とともに多くの職員が「役場おはなし隊」を組織し、毎月1回交代で読み聞かせボランティア

を実践していますが、ご存じでしょうか。村長自らトップバッターとして参加されております。当初、読み聞かせの経験がないとしり込みをしておりました職員も、村長の参加は、子どもたちにとっては「おじいちゃんの読み聞かせ」と新鮮に映ったらしく、これまで以上に子どもたちの瞳が輝き、真剣に聞き入る姿は大変ほほ笑ましく、心温まる新たな交流が生まれ、父兄の皆さんにも好評で、続けてほしいとの要望があったと図書館の担当から報告を受け、やる気が出たようでございます。

次代を担う子どもたちとその父兄との交流は、若い職員にも大きな刺激、励みとなっているらしく、来年3月まで予定者が決まっていると聞いております。

今年図書館への視察が10回余りございました。北は北海道剣淵町議会、南は九州宮崎県議会と新富町議会、全国から舟橋図書館の高い利用率の秘訣がどこにあるのかという視察目的でおいでになっております。毎回説明の最後に、この「役場おはなし隊」の話の写真を交えて紹介させていただいております。「新しい図書館のあり方ではないか、大変素晴らしい」「予算をかけず、皆さんの知恵と協力で故郷を育てていこう、情報発信をしていこうという明確な意思が伝わってくる」「全国の自治体が協働のまちづくりを掲げておりますが、舟橋村は既に村長さん以下職員全体で実践されている。帰って当局に伝える」等のお言葉をいただいております。当然視察を受けている立場でございますので、リップサービスもあるかと思っておりますが、それを差し引きましても、新たな協働のまちづくりの取り組み方として一定の評価をいただいているのではないかと感じております。

また、ことし保育所が公開保育事業に取り組み、大きな成果を上げたと思っております。舟橋村の生活環境等を踏まえた中で、どのような保育が求められているのかを深く掘り下げ、目的に向かい、全職員一丸となり取り組んだ姿勢、当日の取り組み事例でも全職員が楽器を演奏し、子どもたちと一緒に歌い戯れ、「かもしか図書館」の絵本をモチーフに、地域の題材を活用した劇は大変すばらしかったと評価をいただいております。職員も大きく成長したのではないかと感じております。

これらを通じまして、予算をかけなくとも、関係するそれぞれの皆さんの多少の勇気と善意、ちょっとした工夫と努力で大きな効果を生み、大きく成長できることを実感しております。

もう1つ、役場職員の自主的な取り組みを紹介させていただきます。

通常業務のほかに職員として、また地域社会の一員としてできることはないかとの話

し合いの中から、庁舎正面玄関並びに公民館玄関の清掃活動を毎日続けております。1、2階のトイレ掃除も社会福祉協議会等の職員の協力も得て取り組みをしております。

また、消防団員等、地域社会の安全・安心と住民の生命財産を守るべく活動をしている職員の姿をご承知かと思えます。職員として当然とのご意見もありますが、継続することは大変難しく、お互いの協力、高い志なくしては続けられません。住民と一体となって舟橋村の発展に寄与したいという職員の意思表示だと熱く受けとめております。

先ほども申し上げましたが、職員の育成は一朝一夕にはまいりません。話し合いの中から、一段一段ステップアップしながら着実に進むよう地道な取り組みを行い、住民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

次に、評価制の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

個々人の能力と勤務成績を適正かつ客観的に評価する方法として、人事評価制度の導入が進んでおります。評価に一番重要なことは「公正」「公平」「納得」の3点が挙げられますが、舟橋村は勤務評定する者、される者、合わせても30名に満たない状況の中で、平成20年度から人事評価の試行を実施しております。評価の信頼性が確立されなければ、本格導入はなかなか難しくなりますので、信頼確保のためには、評価者と被評価者の相互理解が必要でございます。

そのため、試行段階では質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供するため、個々人が設定しました目標課題と、その達成状況の確認と事務改善提案等を面接調査にて行い、相互の意思疎通を図り、信頼の確保に努めるとともに、導入に向けた問題点の把握整理を行ってまいりました。近隣自治体も早期導入を目指し取り組みされておりますが、まだ試行段階で正式導入へのメリット・デメリットの検証作業中と聞いております。

評価制度の最終目的は、評価による人事で直接給与に反映させることでありますから、各団体、完成度の高い制度として導入できるよう慎重に取り組みされているものと感じております。

舟橋村も、今ほど答弁いたしました職員研修をより一層充実させまして、個々の職員がモチベーションを高め、住民サービス向上への取り組みができる制度として活用できますよう、情報交換や研究を深め対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

副村長の役割を果たしてきたのかどうかということでのご質問でございますが、果たしてきているか、していないかというのは、私自身が答える状況にはないんじゃないか

と。皆さんにはかっただくことに尽きると思っておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 前原英石君。

6番（前原英石君） 今ほどは、副村長のほうから丁寧な答弁、本当にありがとうございます。また、答弁のしづらいような質問をいたしたことをおわびを申し上げます。

先ほどの「役場おはなし隊」の話は私も十分知っておりますし、村長が率先して一番最初に読み聞かせをされたら、子どもたちは村長が絵本を読んでいるということだ、本当に目を皿のようにして聞いてくれたという話も聞いておりますし、職員の皆さんもテレビでも放送されておりましたが、「役場でも見たことのないような笑顔で子どもたちに接して本を読んでおられました」こういう人が役場におられたということを初めて知りました」「役場には若い力がたくさんあるんだなということをやっとわかりました」という声もたくさん聞いております。

本当にこのような企画、取り組みですが、先ほど副村長のほうから、3月までという期間限定のような話をしておられましたら、私はやっぱり今後とも続けていっていただきたいと思ひますし、また、役場の職員の人たちがおはなし会をされて、そのような成果を発表する場も役場の職員の皆さんに与えてあげればいいんじゃないかというふうだと思ひました。

そこで再質問ですが、評価制について、言葉じりをとるようでございますが、評価については、人事と直接給与で反映されるようなことをちょっと言っておられましたら、私は、それが最終的なことであって、それまでの職員の管理・育成を監督していく立場で、受講者の変化をどのような形で評価をされていくか。また、それに対して、もし足りない点等があれば、どのような形でフォローしていかれるのか、そういうようなこともお聞きしたかったわけですが、何かちょっと単純に終わったかなみたいな形に考えております。

これから村長を中心として、新年度予算や事業の策定に取り組んでいかれると思ひますが、評価制にも関すると思ひますが、それぞれの担当職員からも、4年間積み重ねてこられた研修や教育の成果があらわれるような多くの提案がなされるよう、大いに期待をしております。

これで再質問を終わらせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 前原議員の再質問にお答えさせていただきます。

役場おはなし隊の活動につきましては、大変お褒めをいただきましてありがとうございます。3月で終わることなく今後ともというご意見をいただきましたので、当然図書館業務の中の一環というところもございますので、図書館の職員ともども協議をいたしまして、これからもどのような形で続けていくかということも含めまして、話し合いを持っていきたいというふうに思っております。

それと評価制のことでございますが、今ほど評価の目的は最終的には直接給与に反映させることということで答弁させていただいたわけでございますが、議員おっしゃるとおり、評価によって給与に反映させるということじゃなくて、先ほど言いましたとおり、いかにサービスを高めるための研修を通じて職員がモチベーションを高めていくのかということに尽きるんだろうというふうに思っております。

23年度予算に今職員が一生懸命取り組みをしておりますので、その中からこうすればいい、ああすればいいという提案も少しずつ出ております。そういう提案も取り上げながら、やはり自分の提案を取り上げた事業というのは、職員のモチベーションも大変高くなると思います。そういうものもどしどし取り入れながら、村長の目指す協働のむらづくり、まちづくりに向けて今後とも努力をしてみたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第1号から議案第13号まで

議長（竹島ユリ子君） 日程第2 議案第1号から議案第13号まで13案件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島ユリ子君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） これから議案第1号から議案第13号まで13案件を一括して採決します。

議案第1号から議案第13号まで13案件を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第13号まで13案件は原案のとおり可決・承認されました。

選 挙 第 1 号

議長（竹島ユリ子君） 日程第3 選挙第1号 常願寺川右岸水防市町村組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。したがって、推選の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

常願寺川右岸水防市町村組合議会議員に

舟橋村古海老江74番地 老田隆信君 63歳

舟橋村国重133番地 良峯喜久男君 57歳

の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました老田隆信君、良峯喜久男君を常願寺川右岸水防市町村組合議会議員の当選人にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました老田隆信君、良峯喜久男君が、常願寺川右岸水防市町村組合議会議員に当選されました。

日 程 の 追 加

議長（竹島ユリ子君） ただいま、川崎和夫君ほか3名から、議員提出議案第1号 歯科医療の充実を求める意見書、竹島貴行君ほか2名から、議員提出議案第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第2号を追加日程第2に追加し議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第2号を追加日程第2に追加し、議題とすることに決定しました。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

議長（竹島ユリ子君） 追加日程第1 議員提出議案第1号 歯科医療の充実を求める意見書、追加日程第2 議員提出議案第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書を議題とします。

(提案理由の説明)

議長 (竹島ユリ子君) 提案理由の説明を求めます。

川崎和夫君。

4 番 (川崎和夫君) 地方自治法第 9 9 条の規定、会議規則第 1 4 条 2 項の規定により意見書を提出します。

歯科医療の充実を求める意見書

口腔機能の向上が全身の健康維持や要介護状態の改善に大きな役割を果たすことは厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されている。また、口腔機能の向上は、国民医療費の節減にもつながるとの結果が「8020運動」の実績に示されている。

しかし、歯科医療については、健康保険の範囲内では歯周病の継続治療や入れ歯の治療を十分に行うことができないこと、長年にわたり新たな歯科治療技術が健康保険に取り入れられることから、国民の要望にこたえられない状況にある。

また、診療報酬が抑制傾向にあることから、歯科医師をはじめ歯科衛生士、歯科技工士など歯科医療従事者の労働環境は厳しいものとなっており、この結果、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校や定員割れが起きるなど、将来の歯科医療の確保が懸念される状況にある。

このままでは多くの国民の健康保持に支障を来すおそれがあることから、政府におかれては、安全で普及している歯科技術を保険に導入するなど、診療報酬の改善を行い、患者負担を増加させることなく、保険でよりよい歯科医療を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出します。

平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日

提出者	舟橋村議会議員	川崎和夫
賛成者	舟橋村議会議員	明和善一郎
賛成者	舟橋村議会議員	嶋田富士夫
賛成者	舟橋村議会議員	前原英石

議長 (竹島ユリ子君) 竹島貴行君。

5 番 (竹島貴行君) 私のほうからは、T P P 交渉参加反対に関する意見書を述べさせていただきます。

会議規則第 1 4 条第 2 項の規定によりこれを提出いたします。

意見書の内容を報告いたします。

ＴＰＰ交渉参加反対に関する意見書

政府は11月9日「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定いたしました。この中で、ＴＰＰ交渉への参加・不参加を先送りしたものの「関係国との協議を開始する」と判断したことは、極めて遺憾であります。

次のここが大事なところでありますが、また、国の根幹にかかわる問題であるにもかかわらず、国民的な十分な議論もしないまま、来年6月には参加の是非について判断しようとしています。

ＴＰＰは、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であり、例外を認めないＴＰＰを締結すれば、洪水のごとく農産物が輸入され、日本農業を壊滅へと導くことは必定であります。

いかに農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内の生産基盤は崩壊します。また、農業、食料、運輸等の関連産業も廃業が相次ぎ、地方の雇用が失われることが必至であります。これでは、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上や農業の持つ多面的機能の発揮は不可能と言わざるを得ません。

ＥＰＡは、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とするものでありますが、我が国がＴＰＰ交渉に参加しても、この目的は到底達成できるものではありません。

したがって、我々は、我が国の食料安全保障と両立できないＴＰＰ交渉への参加には反対であり、断じて認めることはできません。よって、舟橋村議会は、ＴＰＰ交渉参加反対を国に求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月10日

提出者 舟橋村議会議員 竹島 貴行

賛成者 舟橋村議会議員 山崎 知信

賛成者 舟橋村議会議員 野村 信夫

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

（採決）

議長（竹島ユリ子君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 歯科医療の充実を求める意見書、議員提出議案第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書を採決します。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 歯科医療の充実を求める意見書、議員提出議案第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書は、原案のとおり承認されました。

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって、本定例会の日程は全部終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会に提出いたしました全案件にご同意いただきまして、まことにありがとうございます。

今後は、平成23年度予算編成に当たります財源の確保、あるいはまた健全財政を基調にいたしまして、取り組んでまいる所存であります。

月日は短いといいますが、ことしも余すところ2週間余りになりました。どうか議員各位には健康に留意していただきまして、輝かしい新春を迎えられますようご祈念を申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） これで本日の会議を閉じます。

平成22年12月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前 11時50分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年12月10日

議 長 竹 島 ユリ子

署 名 議 員 前 原 英 石

署 名 議 員 嶋 田 富 士 夫